

令和3年8月13日

審査庁

天理市教育委員会 御中

天理市情報公開・個人情報保護審査会

会長 川崎 祥記

公文書開示請求に対する決定に係る審査請求について（答申）

令和3年4月30日付け天教審第1号で諮問のあった下記の事件について、別紙のとおり答申します。

記

公文書開示請求に対する決定に係る審査請求についての諮問事件

答 申

第1 審査会の結論

天理市教育委員会（以下「実施機関」という。）が不開示とした文書に係る当審査会の結論は下記の表のとおりである。なお、下記結論に至った理由等は「**第5 審査会の判断**」のとおりである。

請求文書	特定文書	結 論	条例第6条の該当号
(1)起案・決裁文書 (2)履歴書及び面接の評価基準	①伺書	一部開示	第2号
	②受験者の面接試験結果の集計表	不開示	第2号 第7号
	③採点シート	不開示	第2号 第7号
	④受験者の履歴書及び資格証	不開示	第2号
(3)選考の会議録等	-	不 存 在	-

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

令和3年3月30日、審査請求人は実施機関に対し、天理市情報公開条例（平成9年12月天理市条例第31号。以下「条例」という。）第5条及び第9条の規定に基づき、令和3年度小学校人権教育推進教員（会計年度任用職員）の選考における下記文書の開示請求を行った。

- (1) 起案・決裁文書
- (2) 履歴書及び面接の評価基準
- (3) 選考の会議録等

2 実施機関の決定

令和3年4月13日、実施機関は、以下の内容で公文書の不開示決定を

行った。

(1) 開示しない部分

上記1(1)～(3)のすべて

(2) 開示しない理由

⇒ 条例第6条第7号に該当

市が行う試験に関する情報であり、開示すれば当該事務事業の目的が損なわれる恐れがある等の支障があるため。

3 審査請求

審査請求人は、令和3年4月19日、上記不開示決定の処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、本件処分を取り消し、公開決定を求める審査請求を行った。

4 諮問

令和3年4月30日、実施機関は、条例第14条第1項の規定に基づき、審査会に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張及び意見

別紙「審査請求書」及び「意見書」のとおり。

第4 実施機関の弁明

別紙「弁明書」のとおり。

第5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

情報公開制度は、市民の公文書の開示を請求する権利（以下「公文書開示請求権」という。）を明らかにすることによって、憲法上保障されている市政に関する市民の知る権利の具現化を図るとともに、市民参加による公正で開かれた市政を実現し、もって地方自治の本旨に即した市民主体の市政の推進に資することを目的とするものである。

しかし、情報公開制度における公文書開示請求権も、絶対的で無制限な権利ではなく、条例第6条各号の規定が置かれていることから明らかなように、公文書開示請求権と当該公文書に情報が記載されている個人又は法人その他の団体の権利利益及び公益との調和を図る必要がある。

そこで、公文書の開示・不開示等を判断するにあたり、本審査会は、不開示とされた文書又は情報が条例第6条各号に規定された不開示事由に該当するかどうかについて、その文理及び趣旨に従って審議を行うとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断を行った。

なお、審査請求人から提出された審査請求書には、選考担当者の能力や選考方法等に関する審査請求人の見解が記載されており、処分庁の弁明書にもこれに対する見解が示されているが、公文書の開示・不開示とは直接関係がないため、審査の対象から除外した。

(2) 公文書の特定について

公文書開示請求の対象は、令和3年度小学校人権教育推進教員（会計年度任用職員）の選考における(1)起案・決裁文書、(2)履歴書及び面接の評価基準及び(3)選考の会議録等である。

(1)及び(2)については、面接試験の結果を確定するために、面接試験結果の集計表及び採点シート並びに受験者の履歴書及び資格証を添付資料とし、伺書により起案され決裁を受けた公文書「会計年度任用職員採用のための面接結果について」が存在し、これを対象文書として特定した。

しかし、面接試験において会議録を作成しておらず、(3)は存在していないことを確認した（⇒不存在）。

(3) 審査会の判断について

上記(2)で特定された公文書は、①伺書、②受験者の面接試験結果の集計表、③採点シート、④受験者の履歴書及び資格証で構成されている。処分庁は①～④について一律に条例第6条第7号への該当性を認定しているが、本審査会では、①～④を個々に見て条例第6条各号への該当性の有無を判断した。

① 伺書

本書は、実施機関において面接試験の結果を確定するため同事務局内で回議及び合議を経て専決を受けるために作成されるものであり、原則としてこれを開示しない理由はないと考えられるが、当該伺書には受験者氏名が記載されている箇所があるため、個人のプライバシーの保護を図ることを目的とした条例第6条第2号に基づき当該箇所のみ不開示とすべきである。したがって、処分庁における不開示の決定は不当であり、条例第7条により一部開示とすべきである。

② 受験者の面接試験結果の集計表

本書は、面接試験における受験者の氏名、生年月日、年齢、住所、採点（個々の試験官の採点並びに平均点及び合計点）及び合否を記載したもので、受験者の個人情報及び評価に関わる秘匿性の高い文書であると認められる。

したがって、当該文書は、個人のプライバシーの保護を図ることを目的とした条例第6条第2号に該当し、不開示とすべきである。

また、当該集計表によると、どの試験官が誰に何点をつけたのかが明らかになることから、採点に関する受験者からの不満、苦情等への危惧が試験官への心理的負担となり、今後の面接試験の公正かつ適正な実施につき著しい支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

したがって、当該文書は、市が実施する事務事業に関する情報であって、当該情報を公開することにより将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれのあるものを不開示とする条例第6条第7号の規定によっても、不開示とすべきである。

③ 採点シート（評価基準）

本書は、面接試験に際して試験官が実際に採点に用いた採点シートであり、各判定項目（評価基準）ごとに各試験官が点数をつけるとともに、当該点数をベースとした総合点数を記載したものである。当該シートは上記②と同様に受験者の評価に関わる秘匿性の高い事項であるため個人のプライバシーの保護を図ることを目的とした条例第6条

第2号に基づき非開示とすべき文書である。

これについては、受験者や採点結果等をマスキングした上で判定項目を開示すべきとの主張も考えられるが、判定項目を開示することにより試験官が受験者のどのような能力や特徴に着目して面接を行うかが明らかになり、それらへの対策を事前に行った者が、試験官の質問に対して、本来の能力を超えて面接試験に対応することが可能となり、面接試験の目的である受験者の本来の能力、適性及び資質等の正確な判断が困難になるおそれがあると認められる。条例は、その第6条第7号において、市が実施する事務事業に関する情報であって、当該情報を公開することにより将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれのあるものを不開示と規定していることは前述のとおりであり、判定項目にマスキングを施したとしても本規定により非開示とするべきである。

また、当該採点シートには採点を行った試験官氏名の記載があるが、上記②と同様の理由により条例第6条第7号により非開示とするべきである。

④ 受験者の履歴書及び資格証

履歴書は、受験者が面接試験を受験するに際して、学歴や職歴、取得資格等を記載したもので、受験者のプライバシーに関わる秘匿性の高い文書であることから、個人のプライバシーの保護を図ることを目的とした条例第6条第2号に基づき非開示とすべきである。また、履歴書への資格の記載を証するために提出された資格証についても履歴書と一体をなすものとして同条同号に基づき非開示とすべきである。

(別紙)

天理市情報公開・個人情報保護審査会審査経過

年 月 日	審 査 経 過
令和3年4月30日	<ul style="list-style-type: none">・実施機関（審査庁）から諮問を受けた。・実施機関（審査庁）から弁明書の写しの提出を受けた。
令和3年5月14日	<ul style="list-style-type: none">・審査請求人から口頭意見陳述申立書の提出を受けた。
令和3年5月17日	<ul style="list-style-type: none">・審査請求人から実施機関（処分庁）の弁明書に対する意見書の提出を受けた。
令和3年8月4日	<ul style="list-style-type: none">・事案の審議を行った。